

## 対象事業の審査に係る優先度について(たたき台)

## 1 実行5か年計画の特別対策事業の市民版活動

県内水源保全地域における実行5か年計画の9つの水源環境保全・再生に直接的な効果が見込まれる特別対策事業に類する継続的な実践活動で、より水源環境の保全・再生に寄与する事業を重点的に支援する。

## (1) 森林整備事業

植樹や間伐、溪畔林の整備、間伐材の搬出・集材及びそれらの活動に係る作業用林道整備等を、間伐材利用商品の販売等よりも優先する。

## (2) 森林整備以外の事業

- ・ 多自然型の河川整備、木炭・牡蠣殻等を利用した河川水質浄化、河川(水中)の清掃等を、廃油石鹸作りや沿岸歩道清掃等よりも優先する。
- ・ 土砂流出防止のための自然路の整備や地下水保全目的の水田の水張りを、散策路の整備、不法投棄パトロール、農地の保全等よりも優先する。

## (3) 資機材等の購入

上記(1)～(3)の活動の実施に当たり必要となるチェーンソー等の資機材等の購入等に対して補助を行う。

## 2 普及啓発、教育活動

水源保全地域(県外上流域を含む)における上記1の実践活動を伴う普及啓発活動であり、神奈川県民(在勤・在学を含む)を対象とした活動で、より県民による実践活動に結びつくような効果が見込まれる事業を重点的に支援する。

植樹・下草刈等の体験を伴う森林教室や実際に間伐等を行う講習会・チェーンソー取扱講習会・炭焼き体験会を、間伐材活用イベント・里山見学会・木工教室・川遊び等の体験活動、広報誌の作成、写真展、シンポジウム等よりも優先する。

## 3 調査研究活動

県内水源保全地域における水源環境の保全・再生に資する調査研究活動であり、より水源環境の保全・再生の効果が見込まれ、実践活動に結びつく事業を重点的に支援する。

水質調査、河川生物調査、樹林地調査、湧水地調査など特別対策事業に係る調査研究活動を、山ピルの発生状況調査よりも優先する。